

## 大和市剣道連盟の年間会費に関する規程

第1条 本規程は、大和市剣道連盟規約第20条に基づき、会員の年会費の額を定めるものとする。

第2条 前条の額は、次のとおりとする。

区 分		年間会費 (円)
正会員	高校生以下	1, 0 0 0
	大学・一般	3, 0 0 0
	称号保有者	5, 0 0 0
準会員	高校生以下	5 0 0
	大学・一般	1, 5 0 0
	称号保有者	2, 5 0 0

附 則

本規約は、令和6年4月1日より施行する。